

 **新津商工会議所** No.393-1 2019年3月22日

**CCI EXPRESS** TEL:22-0121 FAX:25-2332

メール配信随時受付中！お問い合わせは当所までご連絡下さい。  
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry =商工会議所【会員様へいち早く情報をお届けする情報誌です】

**\*\*\* 4月の主なスケジュール \*\*\***

開催日時	種別	内容
4月11日(木)～ 12日(金)	相談会	労働保険・社会保険なんでも個別相談会 詳細は今月号裏面をご覧ください。

**金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要**

融資種別	融資限度額	運転設備	返済期間	基準利率（担保有の場合）
セーフティネット貸付	4,800万円	運転設備	8年以内 15年以内	1.16%～2.25% ※担保無も設定できます
普通貸付	4,800万円	運転設備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>申告決算書 最近2期分（申告されている場合）</li> <li>見積書（設備資金をお申込の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>最近の試算表（決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）</li> <li>見積書（設備資金をお申込の場合）</li> </ul>

★お申込み・お問い合わせ先★  
日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店（新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022）か当所（TEL:0250-22-0121）まで。

**資金繰り円滑化相談会（毎月、定例開催！）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）  
4月 2日(火)・ 5月 7日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）  
4月 9日(火)・ 5月 14日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員（近藤、真野、柳）までご予約をお願いします。（TEL:0250-22-0121）


**金融情報 経営改善貸付（マル経融資 ※無担保・無保証人）**

融資限度額	運転設備	返済期間	利率
2,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.11% ※2019年3月13日現在

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所 (TEL: 0250-22-0121)

 3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
（東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）  
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**全国商工会議所 業務災害補償プランのご案内**

労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任（賠償金の支払いなど事業者負担の費用）を補償します。

＜業務災害補償プランの特徴＞

- ・全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
- ・労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- ・政府労災保険の給付を持たずに保険金のお支払いが可能
- ・契約は無記名式。短時間労働者やパート・アルバイトも包括補償
- ・保険料は売上高と業種で算出 保険料は全額損金算入可能

■制度運営 日本商工会議所

■引受保険会社（制度算入順）・お問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 損保ジャパン日本興亜株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

**2019年4月から全ての使用者に対して  
【年5日の年次有給休暇の確実な取得】が義務化されます**

- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
  - 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
  - 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- ※労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。  
使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

**平成31年度の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率について**

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率が本年3月分(4月納付分)より、次のとおり変更となりました。

- 新潟支部健康保険料率・・・9.63%（前年度と変更なし）
- 介護保険料率・・・・・・1.73%（前年度は1.57%）

※40歳以上65歳未満の方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。  
それ以外の方は健康保険料率のみ適用されます。

**労働保険・社会保険 なんでも個別相談会**

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

- 日時：4月11日(木)～4月12日(金) 9:00～16:00
- 会場：新津商工会議所 3階ホール 予約不要
- 相談員：専門相談員
- 主な相談受付項目



- ・労働保険年度更新申告手続き等
- ・雇用保険、労災保険に関する事
- ・年金、健康保険に関する事
- ・労働基準法に関する事
- ・雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
- ・その他（労働、社会保険問題全般）

**平成31年度の雇用保険料率について  
～平成30年度から変更ありません～**

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりです。

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業		3/1000	6/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業		4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業		4/1000	8/1000	12/1000

**補助金情報** 3月下旬公募開始予定！！

中小企業庁 平成30年度 補正予算事業

**<小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ>**

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が経営計画に基づいて行う、各種販路開拓（チラシ作成・ホームページ作成・店舗改装・展示会出展・商品開発等）、業務効率化（ITの利活用等）に係る費用について50万円（補助率2/3）を上限に補助します。

補助金の申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の作成、交付を依頼する必要があります。

1. 公募期間 平成31年3月末～5月下旬（予定）  
（現在、公募要領等については調整・検討中で、詳細は3月末に発表される予定となっております。）
2. 補助対象者 常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者（商業、サービス業は5人以下）  
※これまでに公募採択を受けて補助事業を実施した方でも前回の補助事業と異なる事業であれば申請可能です。
3. 補助上限額 50万円（補助率2/3）

本補助金の申請には応募事業者が商工会議所の支援を受けながら「経営計画書、補助事業計画書」等を作成し、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。

締切間際の場合には対応できないこともありますので、応募される事業者は早目に当所経営指導員（近藤、柳、真野）までご相談下さい。